

点線より上部を記入の上、申請者→市区町村  
市区町村による確認後、点線より下部を記入の上、市区町村→申請者→税務署

別記様式①－1

低未利用土地等確認申請書

年 月 日

住所 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

下記土地又は当該土地の上に存する権利（以下「土地等」という。）は、下記譲渡日において、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第2項に規定する都市計画区域内にある租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第35条の3第1項に規定する低未利用土地等（土地基本法（平成元年法律第84号）第13条第4項に規定する低未利用土地又は当該低未利用土地の上に存する権利）に該当しますので確認願います。

土地等の所在地	
譲渡日	年 月 日

(注) 申請者は、申請日、住所・電話番号・氏名及び上記太枠内を記入して譲渡した土地等が所在する市区町村に提出すること。

(切り取らないでください。)

低未利用土地等確認書

上記土地等が都市計画区域内にある低未利用土地等に該当すること、当該低未利用土地等の譲渡後の利用及び譲渡の年の1月1日において当該低未利用土地等の所有期間が5年を超えることについて確認しました。（租税特別措置法第35条の3第1項）

確認年月日	年 月 日
確認を行った市区町村長	安芸高田市市長 印

上記土地等と一筆であった土地からその年の前年又は前々年に分筆された土地等の有無	有・無
上記が「有」の場合、当該分筆された土地等につき低未利用土地等確認書を今回の申請者に交付した実績の有無	有・無
上記土地等が租税特別措置法第35条の3第2項第2号イ又はロに掲げる区域内にある場合、同号イ又はロに掲げる区域のうちいずれの区域内にあるかの別	①市街化区域・②非線引用途区域 ③所有者不明土地対策計画を作成した自治体の区域（上記土地等が①及び②の区域内にある場合は③にはチェック不要） (注) 上記土地等が上記①、②及び③の区域内にない場合には、次の区域のうちいずれの区域内にあるかの別 ④市街化調整区域・⑤非線引白地区域

(注) 申請者は記入しないこと